

一般社団法人 日本臨床工学技士教育施設協議会 定款施行細則

第1章 総則

(総則)

第1条 本定款施行細則（以下「本細則」という）は、一般社団法人日本臨床工学技士教育施設協議会定款（以下「定款」という）に基づき、定款の施行及び本法人の管理運営につき必要な事項を定める。

第2章 事務局

(目的)

第2条 事務局は本法人の事務を円滑に処理することを目的とする。

(帳簿及び書類の備置)

第3条 事務局には常に次にあげる帳簿および書類を備えておく。

- (1) 定款及び定款施行細則
- (2) 会員および役員等の名簿
- (3) 関係省庁等に提出した書類等の写し
- (4) 定款及び定款施行細則に定める社員総会等の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿および証拠書類
- (6) 資産、負債および財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿および書類

(規格外事項)

第4条 定款及び定款施行細則で定められていない必要事項は、理事会の決定によるものとする。

第3章 委員会

(委員会)

第5条 委員会の設置及び廃止、その他運営に関して必要な事項は、理事会において定め

- る。
- 2 委員会は、委員長1名、副委員長3名以内、若干名の委員から構成する。
 - 3 委員会の名称は、その目的を委員会の冠名として用いるものとする。
 - 4 委員会は、理事会の諮問事項について、調査審議、または立案してこれを答申するものとする。
 - 5 委員会は事業年度毎の事業計画および事業報告を理事会に提出する。

(委員長及び副委員長並びに委員)

- 第6条 委員長及び副委員長並びに委員の任免は、理事会の決議に基づき、代表理事が行う。
- 2 委員長は、委員会を統轄し、副委員長は委員長を補佐する。
 - 3 委員は、委員長の指示を受け、委員会の会務を処理する。

(委員会の開催)

- 第7条 委員会は、代表理事の承認を得て、各委員長が必要に応じて適宜開催するものとする。

(決議)

- 第8条 委員会の決議は、出席委員の過半数をもって行う。

(議事録)

- 第9条 委員会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果等を記載し、委員長が記名押印又は署名しなければならない。
- 2 前項の規定により作成された議事録は、理事会に提出しなければならない。

第4章 社員総会

(社員総会)

- 第10条 社員総会は、定款及び法令に従い運営を行い、議事録を作成するものとする。

(議題提案権)

- 第11条 社員が社員総会に議題を提案する場合は、次の各号によらなければならない。
- (1) 提案趣旨を書面にて、総会の日の30日前までに事務局に送付する。
 - (2) 修正動議は、書面にて議長に提出しなければならない。
 - (3) 緊急の事情により総会の当日提出する場合は、その事由と要旨を議長に届け

- る。
- (4) 予算を伴うものについては、必要とする経費を明らかにした文書を提出する。

第5章 役員を選出

(役員)

- 第12条 理事は、選挙によって選出される理事（以下「選挙理事」という）と選挙によらないで選考される理事（以下「非選挙理事」という）とに区分する。
- 2 監事は、選挙によって選出される監事（以下「選挙監事」という）と選挙によらないで選考される監事（以下「非選挙監事」という）とに区分する。
 - 3 選挙理事は10名以内、非選挙理事は3名以内とし、非選挙理事は必要がある場合に任意に選考することができる。
 - 4 選挙監事は2名以内、非選挙監事は1名とし、非選挙監事は必要がある場合に任意に選考することができる。
 - 5 非選挙理事をもって外部理事とし、当法人の会員以外の学識経験者から選考するものとする。
 - 6 非選挙監事をもって外部監事とし、当法人の会員以外の公認会計士等の会計の専門家から選考する。

(選挙管理委員会)

- 第13条 選挙理事及び選挙監事の選出に関して選挙管理委員会を設ける。
- 2 選挙管理委員会は、第5条、第6条の規定に従い設置、運営を行う。但し、選挙において選挙理事又は選挙監事に立候補しようとする者（以下「立候補者」という）は、選挙管理委員になることはできない。
 - 3 前項但書の規定にかかわらず、選挙時に現職の役員である者はこの限りではない。
 - 4 選挙管理委員の任期は2年とする。
 - 5 選挙管理委員会は次の業務を行う。
 - (1) 選挙の告示
 - (2) 立候補者届けの受理、立候補者の公示
 - (3) 投票および開票の管理と当選の確認
 - (4) 社員総会での選挙結果の報告

(候補者及び推薦)

- 第14条 立候補者又は立候補者を推薦しようとする者（以下「推薦者」という）は、所定の用紙に必要事項を記載して、選挙管理委員会に提出するものとする。なお、

立候補者ならびに推薦者の要件は、次のとおりとする。

- (1) 立候補者は、社員又は正会員たる学校又は養成所の常勤者であり、所属長の同意があること
 - (2) 推薦者は、社員又は正会員たる学校又は養成所の常勤者であり、本人の同意があること
- 2 立候補および推薦候補の申請の締切は選挙管理委員会で定めるものとし、選挙管理委員は、締切日の1カ月前までに公示しなければならない。

(選挙)

第15条 選挙は立候補者について、正会員たる学校又は養成所につき、1票の無記名投票により行う。なお、委任状による投票は認めないものとする。

- 2 当選者は、有効投票数を得たものから高点順に定める。
- 3 選挙は、定員以上の立候補者がいる場合とし、定員以内の場合には無投票にて選出する。
- 4 立候補者が定数に満たないときは、理事会にて立候補者を推薦することができる。
- 5 当選をした立候補者が当選を辞退した場合は、次点者が繰上げ当選者となる。
- 6 選挙に関する異議は公示後14日以内に選挙管理委員会に申し立てることができる。

(非選挙理事)

第16条 非選挙理事の候補者は、現職の役員又は各関係団体の推薦による当法人の会員以外の学識経験者とする。

- 2 非選挙理事は、前項の規定により推薦された候補者の中から、理事会において選出する。
- 3 監事は、前項の非選挙理事を選出する理事会に出席し、意見を述べることができる。

(社員総会の承認)

第17条 本章の規定により、選挙により当選した選挙理事又は選挙監事、並びに非選挙理事、非選挙監事は、定款第15条の規定に基づき、社員総会の審議に諮られ、社員総会において承認されることにより本法人の理事又は監事となる。

(規格外事項)

第18条 役員選挙、または非選挙理事の選考につき、本規則で定められていないその他の必要事項については、別途理事会にて定めるものとする。

第6章 入退会及び会費

(入会)

第19条 入会は、所定の入会申込書に必要事項を記載して事務局に提出し、理事会での承認を得なければならない。

(会費)

第20条 本法人の会員は、毎年5月末までに、以下の区分に応じて年会費を支払うものとする。

- (1) 正会員 年額 金 50,000 円
- (2) 賛助会員 年額 金 50,000 円

(継続)

第21条 定款第6条の規定に基づき、会員は、退会の届け出がない限り、毎事業年度毎に自動的に登録を継続するものとする

- 2 継続を希望しない場合は、事業年度末日の1カ月前までに、事務局に届け出なければならない。

(退会)

第22条 本法人の会員は、退会届を事務局に提出することにより、いつでも退会ができる。ただし、年度の途中での退会の場合は、当該年度の年会費は返還しないものとする。

第7章 部会

(部会)

第23条 本法人は地域性などを考慮し、正会員の所在地に応じて、理事会の決議に基づき、次の部会を設けることができる。各部会に所属する都道府県は下記の通りとする。

- (1) 北海道・東北部会
北海道・青森・秋田・岩手・宮城・山形・福島
- (2) 関東・甲信越部会
茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨・長野
- (3) 中部・北陸部会
富山・石川・福井・静岡・岐阜・愛知・三重

- (4) 関西部会
京都・滋賀・奈良・和歌山・大阪・兵庫
 - (5) 中国・四国部会
岡山・広島・鳥取・島根・山口・徳島・高知・香川・愛媛
 - (6) 九州・沖縄部会
福岡・長崎・熊本・大分・佐賀・宮崎・鹿児島・沖縄
- 2 部会の運営等についての必要な事項は、別途理事会において定めるものとする。

第8章 会計

(経費)

第24条 本法人の経費は次の収入をもってこれに充てる

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 年会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(会計)

第25条 前条の収入及び法人の経費の管理は、理事会より委嘱された会計担当理事が管理するものとする。

第9章 出張及び旅費

(出張)

第26条 代表理事は、会務のため関係役員に出張を命ずることができる。

- 2 前項の規定により出張した役員は、代表理事に報告書を提出し必要な旅費の全額を受給することができる。

(理事会、委員会等開催時の交通費等)

第27条 本法人の理事会および各種委員会等の開催にあたっての交通費は、実費を支給する。ただし、理事会及び各種委員会以外であっても、本法人の活動に付随する会議、研修等であり、理事会が必要と認めた場合には、交通費を支給することができる。

- 2 交通費は、所属する施設の所在地から会務を行う場所までの往復運賃に要する費用を支給する。
- 3 前項の費用は公共交通機関の料金とし、所定の様式による事前申請とする。
- 4 宿泊費は、以下の各号に該当するときに支給することができる。
 - (1) 会務が2日以上に及ぶとき
 - (2) その他、必要と認められるとき
- 5 宿泊費は、一泊13,000円を上限として支給する。ただし、宿泊費が13,000円未満の場合は、実際にかかった実費分のみの支給とする。また、上限額を超える場合、その超過分については自己負担とする。
- 6 総会に伴う旅費、宿泊費は支給しない。
- 7 本条で定めのない事項については、理事会の決定による。

第10章 施行細則の改正

(改正)

第28条 本細則の改正は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の賛成を得た社員総会の決議によらなければならない。

第11章 附 則

(権利義務の承継)

第29条 本法人の前身である任意団体「日本臨床工学士教育施設協議会」の権利義務の一切は、本法人が承継するものとする。

(会員の承継)

第30条 前条の任意団体の会員は、本法人の成立をもって、本法人の正会員となる。